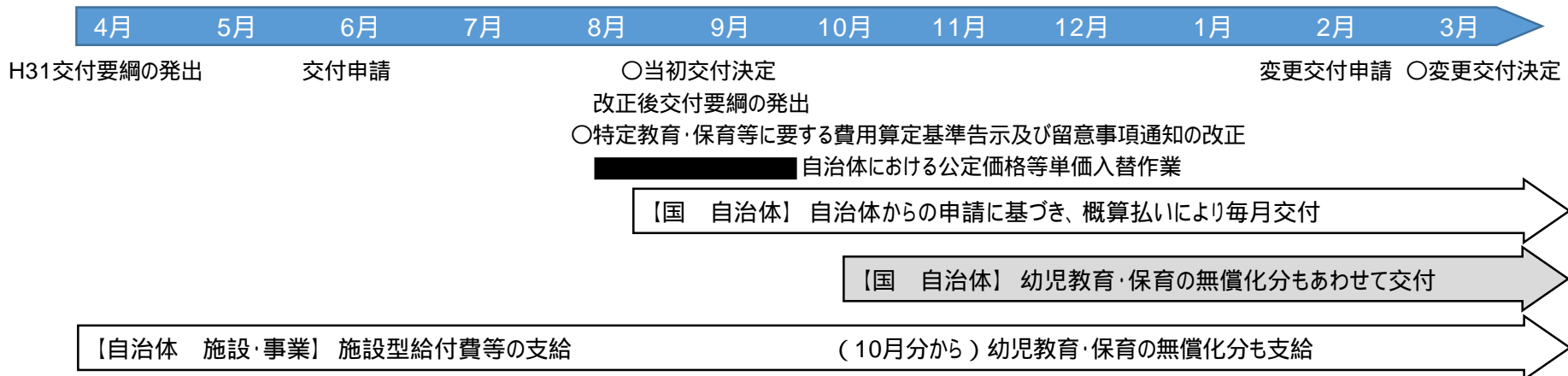


国においては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、次のとおり給付交付金に関連する作業を進め、遅滞なく交付金を交付（概算払い）する予定である。

- ① 子どものための教育・保育給付交付金交付要綱の改正・発出
- ② 特定教育・保育等に要する費用算定基準告示及び留意事項通知の改正（公定価格の改訂、加算の新設等）
- ③ 子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱の制定・発出
- ④ 子育てのための施設等利用給付交付金交付事務委任告示（補助金適正化法）

都道府県・市町村におかれては、利用者に対して、なるべく早期に給付ができるよう、協力を要請する。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業】 子どものための教育・保育給付交付金（令和元年度内閣府予算：1兆1,069億円）



【特定子ども・子育て支援施設等】 子育てのための施設等利用給付交付金（令和元年度内閣府予算：714億円）

